

<h1>静岡市報</h1>	No. 179
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

**条 例**

- 静岡市監査委員条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 建築基準法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例・・・・・・・・ 6
- 静岡市立日本平動物園整備基金条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 静岡市診療所における専属の薬剤師の配置並びに人員及び施設の基準を定める条例・・ 10
- 静岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 12
- 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例・・ 15
- 静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 16
- 静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・ 17
- 静岡市教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・ 20
- 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例・・ 21

**規 則**

- 静岡市消防局消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 38

**人事委員会規則**

- 静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則・・・・ 40

**訓 令**

- 静岡市職員安全衛生管理規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

**消防本部訓令**

- 静岡市消防局警防規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- 静岡市消防局救助業務取扱規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

**告 示**

- 静岡市会計規則第96条第2項の規定による静岡市指定金融機関等を定めた告示の一部改正  
・・ 51

＜本号で登載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市監査委員条例の一部を改正する条例（平成30年静岡市条例第7号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、条例中の同法の引用する規定の整理をするため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 建築基準法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（平成30年静岡市条例第8号）

建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴い、関係条例中の同法の引用する規定の整理をするため、本条例を制定することとした。

---

◇ 静岡市立日本平動物園整備基金条例（平成30年静岡市条例第9号）

静岡市立日本平動物園の動物の収集及びこれに伴い必要となる施設の整備の財源に充てることを目的とした基金を設置するため、本条例を制定することとした。

---

◇ 静岡市診療所における専属の薬剤師の配置並びに人員及び施設の基準を定める条例（平成30年静岡市条例第10号）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の一部改正により、診療所の病床設置許可等に係る事務・権限が都道府県から指定都市に移譲されたことに伴い、療養病床を有する診療所の人員及び施設の基準を条例で定めるため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年静岡市条例第11号）

職員の給与改定を行うとともに、給与制度の総合的見直しに伴う経過措置期間に期限を設けるため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年静岡市条例第12号）

静岡市議会の議員の期末手当の支給月数を見直すため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年静岡市条例第13号）

特別職の期末手当の支給月数を見直すため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成30年静岡市条例第14号）

---

◇ 静岡市教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年静岡市条例第15号）

教育職員の給与制度の総合的見直しに伴う経過措置期間に期限を設けるため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年静岡市条例第16号）

静岡県から給与負担等の委譲を受けた市立小学校及び中学校の教育職員等の給与について、所要の改正をすることとした。

---

# 条 例

静岡市監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年2月16日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第7号

静岡市監査委員条例の一部を改正する条例

静岡市監査委員条例（平成15年静岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第196条第1項」を「第196条第6項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

建築基準法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成30年2月16日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第8号

建築基準法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(静岡市大規模集客施設制限地区建築条例の一部改正)

第1条 静岡市大規模集客施設制限地区建築条例(平成23年静岡市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項第2号並びに第4条第1項第3号及び第3項中「別表第2(わ)項」を「別表第2(か)項」に改める。

(静岡市西島・下島及び平和町特別工業地区建築条例の一部改正)

第2条 静岡市西島・下島及び平和町特別工業地区建築条例(平成15年静岡市条例第242号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「玩具<sup>がん</sup>煙火」を「玩具煙火」に、「別表第2(り)項第4号」を「別表第2(ぬ)項第4号」に改める。

別表第2中「きば」を「牙」に改める。

(静岡市蒲原特別工業地区建築条例の一部改正)

第3条 静岡市蒲原特別工業地区建築条例(平成18年静岡市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「別表第2(り)の項」を「別表第2(ぬ)の項」に改める。

(静岡市由比特別工業地区建築条例の一部改正)

第4条 静岡市由比特別工業地区建築条例(平成20年静岡市条例第70号)の一部を次のように改正する。

第3条中「別表第2(り)の項」を「別表第2(ぬ)の項」に改める。

(静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第5条 静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成20年静岡市条例第71号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1日の出地区再開発地区整備計画区域の表A街区の項中「別表第2(り)項各号」を「別表第2(ぬ)項各号」に改め、別表第2の5飯田・庵原地区整備計画区域の表C

地区の項及びD地区の項中「別表第2（を）項第6号」を「別表第2（わ）項第6号」に改め、別表第2の15草薙駅北地区整備計画区域の表中「別表第2（ち）項第2号」を「別表第2（り）項第2号」に、「別表第2（り）項第2号」を「別表第2（ぬ）項第2号」に改め、別表第2の16呉服町1―6地区整備計画区域の表中「別表第2（ち）項第3号」を「別表第2（り）項第3号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

静岡市立日本平動物園整備基金条例をここに公布する。

平成30年2月21日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第9号

静岡市立日本平動物園整備基金条例

(設置)

第1条 静岡市立日本平動物園の動物の収集及びこれに伴い必要となる施設の整備に要する経費の財源に充てるため、静岡市立日本平動物園整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とする。

- (1) 静岡市立日本平動物園の動物の収集及びこれに伴い必要となる施設の整備を推進するための寄附金
- (2) 予算の定めるところにより、基金として積み立てる金額
- (3) 第4条の規定により基金に編入する金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、静岡市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。



附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市診療所における専属の薬剤師の配置並びに人員及び施設の基準を定める条例をここに公布する。

平成30年2月21日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第10号

静岡市診療所における専属の薬剤師の配置並びに人員及び施設の基準を定める条例  
静岡市診療所における専属の薬剤師の配置の基準を定める条例(平成25年静岡市条例第32号)  
の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第18条及び第21条  
第2項の規定に基づき、診療所における専属の薬剤師の配置並びに人員及び施設の基準を定  
めるものとする。

(専属の薬剤師の配置の基準)

第2条 法第18条本文の規定により条例で定める診療所における専属の薬剤師の配置の基準は、  
医師が常時3人以上勤務する診療所に専属の薬剤師を置くこととする。

(療養病床を有する診療所の人員の基準)

第3条 法第21条第2項第1号の規定により条例で定める療養病床を有する診療所における従  
業者及びその員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごと  
に1
- (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
- (3) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適当数

(療養病床を有する診療所の施設)

第4条 法第21条第2項第3号の規定により条例で定める療養病床を有する診療所の施設は、  
次の各号に掲げる施設であって当該各号に定める構造設備を有するものとする。

- (1) 談話室 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しな  
ければならないこと。
- (2) 食堂 内法による測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを  
有しなければならないこと。

(3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(療養病床を有する診療所の人員の基準に係る経過措置)

2 療養病床を有する診療所における従業者及びその員数の基準は、当分の間、第3条第1号から第3号までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 看護師、准看護師及び看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が2又はその端数を増すごとに1。ただし、そのうちの1については、看護師又は准看護師とする。

(2) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適当数

静岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年2月21日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第11号

静岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(静岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項中「30万8,000円」を「30万8,300円」に改める。

第31条第2項第1号中「100分の85」を「100分の95」に、「100分の105」を「100分の115」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の45」に、「100分の50」を「100分の55」に改める。

附則第37項中「100分の1.275」を「100分の1.425」に、「100分の1.575」を「100分の1.725」に、「100分の85」を「100分の95」に、「100分の105」を「100分の115」に改める。

第2条 静岡市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第31条第2項第1号中「100分の95」を「100分の90」に、「100分の115」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の42.5」に、「100分の55」を「100分の52.5」に改める。

附則第37項中「100分の1.425」を「100分の1.35」に、「100分の1.725」を「100分の1.65」に、「100分の95」を「100分の90」に、「100分の115」を「100分の110」に改める。

別表第4（3）医療職給料表（2）等級別基準職務表1級の項、2級の項及び3級の項中「栄養士」の次に「、調理栄養士」を加える。

(静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年静岡市条例第124号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「には」の次に「、平成33年3月31日までの間」を加える。

(静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例

に関する条例の一部を改正する条例（平成28年静岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「当分の間」を「平成33年3月31日までの間」に改める。

（静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第5条 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年静岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項から第4項までの規定中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第6条 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項から第4項までの規定中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第2条から第4条まで及び第6条の規定 平成30年4月1日

（2）附則第4項の規定 平成33年4月1日

（適用）

2 第1条の規定による改正後の静岡市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第13条の2第1項の規定は平成29年4月1日から、改正後の給与条例第31条第2項及び附則第37項の規定並びに第5条の規定による改正後の静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第9条第2項から第4項までの規定は平成29年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の静岡市職員の給与に関する条例又は第5条の規定による改正前の静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

4 静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年静岡市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第5項を削り、附則第6項を附則第5項とする。

附則第7項及び第8項を削る。

静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年2月21日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第12号

静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成15年静岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の205」を「100分の210」に、「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

（適用）

2 第1条の規定による改正後の静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正前の静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて平成29年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年2月21日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第13号

静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市特別職の職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の205」を「100分の210」に、「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

（適用）

2 第1条の規定による改正後の静岡市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第2項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正前の静岡市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて平成29年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。



静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年2月21日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第14号

静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

静岡市職員退職手当支給条例（平成15年静岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として市規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市規則で定める者に該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第17条の2第11項第5号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加え、「市長」を「任命権者」に改める。

附則第16項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

附則第25項中「基礎として、」の次に「附則第16項並びに」を加え、「から第18項まで」を「、第17項及び第18項」に改め、「額が、」の次に「附則第16項並びに」を加える。

附則に次の1項を加える。

26 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第17条の2第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市規則で定める者に該当し、か

つ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ  
ウ  
雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であ  
特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、任  
つて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市規則で定める者に該当  
任命権者が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要  
し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職  
業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに  
業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの  
掲げる者を除く。）とする。」

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第16項及び第25項の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第17条の2第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第26項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した静岡市職員退職手当支給条例第2条に規定する職員（同条例第3条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつて静岡市職員退職手当支給条例第17条の2第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待機日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下この項において「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第17条の2第11項（第5号に係る部分に限り、静岡市職員退職手当支給条例第17条の2第15項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が施行

日以後である場合について適用する。

静岡市教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年2月21日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第15号

静岡市教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 静岡市教育職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第259号)の一部を次のように改正する。

附則第10項中「当分の間」を「平成31年3月31日までの間」に改める。

(静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年静岡市条例第125号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「には」の次に「、平成33年3月31日までの間」を加える。

第3条 静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成28年静岡市条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「当分の間」を「平成33年3月31日までの間」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成33年4月1日から施行する。

(静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

2 静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例(平成15年静岡市条例第260号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とする。

附則第4項から附則第9項までを削り、附則第10項を附則第3項とする。

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年2月21日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第16号

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例  
静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号）  
の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（給料月額の特例）

- 15 当分の間、別表第1から別表第3までの規定の適用については、これらの規定に掲げる給料月額は、いずれも、その額に100分の101.89を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 16 前項の規定の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

小学校中学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円
以外の職員	1	156,300	172,200	261,100	290,100	406,300
	2	157,800	174,300	263,600	292,700	407,800
	3	159,300	176,400	265,900	295,600	409,300
	4	160,800	178,600	268,200	298,100	410,800
	5	162,500	180,600	270,800	300,600	412,200
	6	164,400	182,800	273,200	303,000	413,600
	7	166,200	185,000	275,400	305,300	415,100
	8	168,000	187,200	277,600	307,700	416,700

9	169,800	189,500	279,900	310,100	418,100
10	171,900	192,300	282,200	312,700	419,500
11	173,900	195,000	284,600	315,400	420,900
12	175,900	197,700	286,800	318,300	422,200
13	177,900	200,600	289,200	320,800	423,500
14	180,100	202,300	291,300	322,800	424,900
15	182,300	204,000	293,200	324,800	426,300
16	184,500	205,700	295,200	327,100	427,700
17	186,800	207,500	297,300	329,200	428,900
18	189,400	209,200	299,800	331,400	430,200
19	191,900	210,900	302,300	333,700	431,400
20	194,400	212,500	305,000	335,800	432,700
21	196,900	214,300	307,300	338,100	433,800
22	198,600	216,200	309,900	340,300	435,000
23	200,300	218,100	312,200	342,600	436,300
24	202,000	220,000	314,900	344,900	437,600
25	203,500	221,700	317,500	346,700	438,900
26	205,100	223,700	319,800	348,500	440,100
27	206,700	225,700	322,200	350,400	441,100
28	208,200	227,700	324,400	352,300	442,200
29	209,900	229,600	326,700	354,100	443,400
30	211,600	232,300	328,700	355,900	444,200
31	213,300	235,000	330,900	357,600	445,000
32	215,000	237,700	333,100	359,500	445,900
33	216,500	240,300	335,000	361,000	446,800
34	218,200	243,100	337,100	362,700	447,300
35	219,900	245,700	339,200	364,200	447,800
36	221,600	248,400	341,200	366,000	448,300
37	223,100	250,900	343,200	367,900	448,800
38	224,800	253,400	345,100	369,400	449,300
39	226,500	255,900	347,100	370,800	449,800

40	228,200	258,200	349,000	372,400	450,300
41	229,800	260,900	350,700	373,500	450,800
42	231,500	263,300	352,500	374,900	451,300
43	233,100	265,500	354,100	376,300	451,800
44	234,700	267,700	355,800	377,800	452,300
45	236,400	269,800	357,600	379,300	452,800
46	237,900	272,000	359,300	380,900	453,300
47	239,200	274,200	360,700	382,500	453,800
48	240,600	276,200	362,300	384,000	454,300
49	242,000	278,500	363,500	385,400	454,800
50	243,400	280,500	365,000	386,900	455,300
51	244,900	282,400	366,600	388,400	455,800
52	246,100	284,400	368,200	389,800	456,300
53	247,200	286,200	369,700	391,000	456,800
54	248,600	288,600	371,200	392,300	
55	249,800	290,900	372,700	393,400	
56	251,000	293,400	374,200	394,500	
57	252,200	295,500	375,700	395,900	
58	253,400	298,000	377,100	397,100	
59	254,500	300,300	378,500	398,300	
60	255,700	303,000	379,800	399,600	
61	257,100	305,400	380,700	400,800	
62	258,300	307,800	381,900	401,800	
63	259,500	310,300	383,100	403,200	
64	260,400	312,600	384,200	404,500	
65	261,400	314,900	385,100	405,700	
66	262,800	317,100	386,300	406,800	
67	264,200	319,200	387,300	408,000	
68	265,700	321,400	388,400	409,100	
69	267,300	323,500	389,600	410,100	
70	268,800	325,600	390,600	411,300	

71	270,300	327,800	391,700	412,500
72	271,700	329,800	392,900	413,700
73	272,700	331,900	393,900	414,300
74	273,900	334,000	395,000	415,100
75	275,200	336,200	396,100	415,800
76	276,400	338,400	397,200	416,300
77	277,700	340,100	398,100	416,600
78	278,800	342,000	399,000	417,000
79	280,000	343,700	400,000	417,400
80	281,200	345,500	401,000	417,800
81	282,400	347,300	401,800	418,100
82	283,300	349,100	402,600	418,500
83	284,500	350,600	403,300	418,900
84	285,700	352,400	404,100	419,200
85	286,700	353,600	404,800	419,500
86	287,600	355,200	405,600	419,900
87	288,300	356,700	406,300	420,300
88	289,300	358,200	407,000	420,600
89	290,300	359,600	407,600	420,900
90	291,200	360,900	408,300	421,200
91	292,100	362,300	408,800	421,500
92	293,000	363,700	409,500	421,700
93	293,300	365,200	409,900	421,900
94	294,000	366,500	410,300	422,200
95	294,700	367,800	410,600	422,500
96	295,500	369,000	410,900	422,700
97	296,300	370,000	411,200	422,900
98	297,100	371,000	411,500	423,200
99	297,900	372,000	411,800	423,500
100	298,600	373,000	412,000	423,700
101	299,500	373,900	412,200	423,900



102	300,000	374,900	412,500	424,200
103	300,500	375,900	412,800	424,500
104	301,000	376,900	413,000	424,700
105	301,200	377,700	413,200	424,900
106	301,600	378,600	413,500	
107	301,900	379,500	413,800	
108	302,100	380,500	414,000	
109	302,300	381,300	414,200	
110	302,500	382,300		
111	302,800	383,300		
112	303,100	384,300		
113	303,300	384,900		
114	303,500	385,800		
115	303,700	386,700		
116	304,000	387,600		
117	304,300	388,400		
118	304,600	389,100		
119	304,900	389,900		
120	305,200	390,700		
121	305,300	391,300		
122	305,500	392,100		
123	305,800	392,800		
124	306,100	393,500		
125	306,300	394,100		
126		394,800		
127		395,300		
128		395,900		
129		396,600		
130		397,200		
131		397,700		
132		398,200		

133	398,500
134	398,800
135	399,100
136	399,400
137	399,700
138	400,000
139	400,300
140	400,600
141	400,900
142	401,200
143	401,500
144	401,800
145	402,000
146	402,300
147	402,600
148	402,800
149	403,000
150	403,300
151	403,600
152	403,800
153	404,000
154	404,300
155	404,600
156	404,800
157	405,000
158	405,300
159	405,600
160	405,800
161	406,000
162	406,300
163	406,600

	164		406,800			
	165		407,000			
再任用職員		224,800	270,700	297,700	324,000	404,800

## 備考

- この表は、第2条第1号に掲げる者に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で小学校又は中学校に勤務する教頭である者の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 別表第2（第4条関係）

## 小学校中学校行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円	円
以外の職員	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800

18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500

49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400

80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	
94		294,400	342,200	381,100		
95		294,800	342,700	381,500		
96		295,200	343,100	381,900		
97		295,400	343,200	382,200		
98		295,700	343,700	382,700		
99		296,100	344,100	383,100		
100		296,500	344,400	383,500		
101		296,700	344,700	383,800		
102		297,000	345,100			
103		297,400	345,500			
104		297,700	345,900			
105		297,900	346,400			
106		298,200	346,800			
107		298,600	347,200			
108		298,900	347,600			
109		299,100	348,100			
110		299,500	348,500			

	111		299,900	348,800			
	112		300,200	349,100			
	113		300,300	349,600			
	114		300,600				
	115		300,900				
	116		301,300				
	117		301,500				
	118		301,700				
	119		302,000				
	120		302,300				
	121		302,700				
	122		302,900				
	123		303,200				
	124		303,500				
	125		303,800				
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700

備考 この表は、第2条第2号に掲げる者に適用する。

### 別表第3（第4条関係）

#### 小学校中学校医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円	円
以外の職員	1	147,500	185,400	220,900	247,000	279,000	326,300
	2	148,900	187,000	222,500	248,300	281,000	328,300
	3	150,300	188,600	224,100	249,500	283,200	330,500
	4	151,700	190,200	225,700	250,900	285,300	332,700
	5	152,900	191,700	227,100	252,100	287,500	334,600
	6	154,700	193,300	228,700	253,300	289,600	336,800
	7	156,400	194,900	230,200	254,500	291,700	338,800
	8	158,100	196,400	231,800	255,600	293,800	341,000

9	159,800	198,000	233,000	256,900	295,800	342,800
10	161,500	199,700	234,500	257,900	298,000	344,900
11	163,200	201,300	235,900	258,900	300,100	347,100
12	165,000	203,000	237,100	259,900	302,300	349,200
13	166,500	204,600	238,800	261,200	304,400	350,700
14	168,400	206,200	240,200	262,700	306,300	352,700
15	170,400	207,800	241,400	264,300	308,400	354,600
16	172,300	209,400	242,800	265,700	310,400	356,600
17	174,200	210,900	243,800	267,200	312,500	358,500
18	176,100	212,500	245,000	269,000	314,500	360,500
19	177,900	214,200	246,200	270,800	316,600	362,500
20	179,800	215,900	247,400	272,600	318,700	364,500
21	181,700	217,200	248,800	274,400	320,500	366,300
22	183,200	218,700	249,800	276,200	322,500	368,300
23	184,700	220,100	250,800	278,000	324,300	370,400
24	186,200	221,600	251,900	279,700	326,300	372,500
25	187,800	223,000	253,100	281,500	328,100	373,900
26	189,300	224,400	254,500	283,400	330,000	375,700
27	190,800	225,700	255,900	285,300	332,000	377,500
28	192,200	227,000	257,400	287,100	334,000	379,200
29	193,700	228,400	258,800	289,000	335,400	381,000
30	195,000	229,800	260,500	290,800	337,200	382,500
31	196,300	231,300	262,200	292,600	338,900	384,100
32	197,600	232,700	263,800	294,500	340,700	385,800
33	199,000	233,900	265,300	296,200	342,400	387,100
34	200,400	235,200	267,100	297,900	344,200	388,400
35	201,800	236,200	268,800	299,700	346,100	389,700
36	203,200	237,500	270,500	301,500	347,900	390,900
37	204,300	238,900	272,000	302,900	349,700	392,000
38	205,600	240,200	273,700	304,600	351,400	393,200
39	206,900	241,300	275,400	306,100	353,000	394,300



40	208,200	242,600	277,000	307,700	354,700	395,400
41	209,400	243,900	278,600	309,400	355,900	396,200
42	210,600	245,100	280,200	311,100	357,000	397,000
43	211,800	246,300	281,900	312,700	358,200	397,800
44	213,000	247,400	283,600	314,400	359,400	398,600
45	214,200	248,500	285,100	315,400	360,600	399,000
46	215,300	249,900	286,800	316,800	361,400	399,600
47	216,300	251,400	288,500	318,300	362,600	400,100
48	217,400	252,800	290,100	319,900	363,700	400,500
49	218,400	254,400	291,400	321,300	364,700	400,900
50	219,400	255,800	293,000	322,600	365,700	401,200
51	220,300	257,200	294,300	323,800	366,700	401,500
52	221,300	258,500	295,900	325,100	367,700	401,800
53	221,800	259,600	297,200	326,200	368,500	402,100
54	222,700	261,000	298,700	327,200	369,300	402,400
55	223,400	262,400	300,100	328,300	370,200	402,700
56	224,400	263,700	301,600	329,300	371,100	403,000
57	225,100	264,600	302,700	329,800	371,600	403,300
58	226,000	265,900	303,900	330,700	372,400	403,600
59	226,700	267,200	305,100	331,500	373,200	403,900
60	227,500	268,500	306,500	332,400	374,000	404,300
61	228,400	269,400	307,800	333,200	374,400	404,500
62	229,200	270,600	309,000	333,500	375,100	404,800
63	230,100	271,900	310,300	334,100	375,800	405,100
64	231,200	273,200	311,500	334,800	376,500	405,400
65	231,800	274,100	312,900	335,400	376,900	405,600
66	232,600	275,200	313,700	336,100	377,500	405,900
67	233,400	276,100	314,500	336,800	378,200	406,200
68	234,200	277,200	315,300	337,500	378,800	406,500
69	234,900	278,200	315,900	338,200	379,200	406,700
70	235,600	279,200	316,600	338,700	379,700	407,000

71	236,300	280,300	317,300	339,300	380,200	407,300
72	236,900	281,400	317,900	339,900	380,700	407,600
73	237,600	282,100	318,600	340,200	381,300	407,800
74	238,400	282,800	318,800	340,800	381,800	
75	239,200	283,300	319,400	341,300	382,400	
76	239,900	284,100	320,000	341,900	383,000	
77	240,400	284,900	320,600	342,400	383,500	
78	241,000	285,500	321,100	342,900	384,000	
79	241,600	286,100	321,600	343,400	384,500	
80	242,200	286,700	322,100	343,800	385,000	
81	242,500	287,400	322,700	344,100	385,300	
82	242,900	287,900	323,200	344,400	385,800	
83	243,300	288,300	323,600	344,800	386,200	
84	243,700	288,700	324,100	345,100	386,600	
85	244,000	288,900	324,600	345,600	387,000	
86		289,100	325,000	345,900		
87		289,300	325,200	346,200		
88		289,500	325,600	346,500		
89		289,900	326,000	346,900		
90		290,100	326,400	347,200		
91		290,300	326,800	347,600		
92		290,500	327,200	347,900		
93		290,900	327,500	348,300		
94		291,100	327,700	348,600		
95		291,300	328,100	348,900		
96		291,600	328,400	349,200		
97		292,000	328,600	349,500		
98		292,300	328,900	349,900		
99		292,500	329,200	350,300		
100		292,800	329,500	350,700		
101		293,100	329,700	351,200		

	102		293,300	330,000	351,600		
	103		293,500	330,400	352,000		
	104		293,800	330,600	352,400		
	105		294,100	330,700	352,900		
	106			331,000			
	107			331,400			
	108			331,600			
	109			331,800			
	110			332,200			
	111			332,600			
	112			333,000			
	113			333,200			
再任用職員		188,300	241,900	243,100	256,500	281,700	322,400

備考 この表は、第2条第3号に掲げる者に適用する。

#### 附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（以下「改正後の小中学校教育職員等給与条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(適用の日前の異動者の号給の調整)

- 改正後の小中学校教育職員等給与条例の規定の適用の日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(適用の日前の異動者が受けていた号給等の基礎)

- 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前の静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（以下「改正前の小中学校教育職員等給与条例」という。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 改正後の小中学校教育職員等給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の小中

校教育職員等給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の小中学校教育職員等給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

# 規 則

## 静岡市規則第3号

静岡市消防局消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成30年2月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防局消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

静岡市消防局消防職員委員会に関する規則（平成15年静岡市規則第249号）の一部を次のように改正する。

第4条第10号中「湾岸消防署」を「港北消防署」に改め、同条第11号中「湾岸消防署分署」を「港北消防署分署」に改める。

附 則

この規則は、平成30年3月1日から施行する。

# 人事委員会規則

## 静岡市人事委員会規則第1号

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成30年3月14日

静岡市人事委員会

委員長 青島伸雄

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則(平成17年静岡市人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 公益財団法人するが企画観光局

第2条に次の1号を加える。

(7) 一般社団法人地方税電子化協議会

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。



訓 令

静岡市訓令第1号

静岡市消防本部訓令第5号

静岡市上下水道局管理規程第1号

静岡市教育委員会訓令第1号

静岡市選挙管理委員会訓令第1号

静岡市葵区選挙管理委員会訓令第1号

静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第1号

静岡市清水区選挙管理委員会訓令第1号

静岡市人事委員会訓令第1号

静岡市監査委員訓令第1号

静岡市農業委員会訓令第1号

静岡市議会訓令第1号

各局及び各区役所  
消防局及び各消防署  
上下水道局  
教育委員会事務局及び教育機関  
選挙管理委員会事務局  
葵区選挙管理委員会事務局  
駿河区選挙管理委員会事務局  
清水区選挙管理委員会事務局  
人事委員会事務局  
監査委員事務局  
農業委員会事務局  
市議会事務局

静岡市職員安全衛生管理規程（平成17年静岡市訓令第42号、平成17年静岡市消防本部訓令第36号、平成17年静岡市企業局管理規程第26号、平成17年静岡市教育委員会訓令第22号、平成17年静岡市選挙管理委員会訓令第19号、平成17年静岡市葵区選挙管理委員会訓令第3号、平成17年静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第3号、平成17年静岡市清水区選挙管理委員会訓令第3号、平成17年静岡市人事委員会訓令第12号、平成17年静岡市監査委員訓令第15号、平成17年静岡市農業委員会訓令第25号、平成17年静岡市議会訓令第15号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防長 青 山 雅 行

静岡市公営企業管理者  
大 石 清 仁

静岡市教育委員会  
教育長 池 谷 眞 樹

静岡市選挙管理委員会  
委員長 岡 部 正 志

静岡市葵区選挙管理委員会  
委員長 高 山 勉

静岡市駿河区選挙管理委員会  
委員長 辻 和 夫

静岡市清水区選挙管理委員会  
委員長 望 月 勇 志

静岡市人事委員会  
委員長 青 島 伸 雄

静岡市代表監査委員  
村 松 眞

静岡市農業委員会

会長 西ヶ谷 量太郎

静岡市議会議長

井上 恒 彌

別表第3中

「

湾岸消防署	1人	湾岸消防署衛生管理者	を
-------	----	------------	---

」

「

港北消防署	1人	港北消防署衛生管理者	に
-------	----	------------	---

」

改める。

別表第4中

「

湾岸消防署	1人		を
-------	----	--	---

」

「

港北消防署	1人		に
-------	----	--	---

」

改める。

別表第5中

「

湾岸消防署	湾岸消防署衛生委員会	5人	を
-------	------------	----	---

」

「

港北消防署	港北消防署衛生委員会	5人	に
-------	------------	----	---

」

改める。

別表第9中

「

湾岸消防署衛生委員会に係る事務	湾岸消防署	を
-----------------	-------	---

「

港北消防署衛生委員会に係る事務	港北消防署	に
-----------------	-------	---

改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

# 消防本部訓令

静岡市消防本部訓令第2号

消防局  
各消防署

静岡市消防局警防規程(平成17年静岡市消防本部訓令第22号)の一部を次のように改正する。

平成30年2月23日

静岡市消防長 青山雅行

第11条第1項の表中

「

湾岸消防署	湾岸指揮隊	湾岸消防署の管轄区域	を
-------	-------	------------	---

」

「

港北消防署	港北指揮隊	港北消防署の管轄区域	に
-------	-------	------------	---

」

改める。

別表第2中

「

				※大型放水砲隊 (放水砲)	※大容量送水隊 (大量送水)	※重機搬送隊(重機搬送)	を
--	--	--	--	------------------	-------------------	--------------	---

」

「

					※重機搬送隊(重機搬送)		に、
--	--	--	--	--	--------------	--	----

」

「

湾岸	署	湾岸指揮隊(湾岸)	湾岸消防隊(湾岸)	※泡搬送隊(泡搬)	湾岸特別救助隊	高所放水隊(高所)	湾岸救急隊(湾岸)
----	---	-----------	-----------	-----------	---------	-----------	-----------

」

消 防 署	指揮)		送)	(湾岸特 救)	放水)	救急)	を
				※大型化 学隊 (大 型化学)			
庵原 分署		庵原消防 隊 (庵原)	※庵原化 学隊 (庵 原化学)	庵原救助 隊 (庵原 救助)		庵原救急 隊 (庵原 救急)	」

港 北 消 防 署	署	港北指揮 隊 (港北 指揮)	港北消防 隊 (港北)	※泡搬送 隊 (泡搬 送)	港北特別 救 助 隊 (港北特 救)	※高所放 水隊 (高 所放水)	港北救急 隊 (港北 救急)	に
			※大容量 送 水 隊 (大量送 水)	※大型化 学隊 (大 型化学)				
			※大型放 水 砲 隊 (放 水 砲)					
庵原 分署		庵原消防 隊 (庵原)		庵原救助 隊 (庵原 救助)		庵原救急 隊 (庵原 救急)	」	

改める。

附 則

この訓令は、平成30年3月1日から施行する。



## 静岡市消防本部訓令第3号

消防局  
各消防署

静岡市消防局救助業務取扱規程（平成15年静岡市消防本部訓令第19号）の一部を次のように改正する。

平成30年2月23日

静岡市消防長 青山雅行

## 別表第1中

「		湾岸消防署	湾岸特別救助隊	救助工作車 II	を
					」
「		港北消防署	港北特別救助隊	救助工作車 II	に、
					」
「	救助隊（1隊）	湾岸消防署庵原分署	庵原救助隊	消防ポンプ車	を
					」
「	救助隊（1隊）	港北消防署庵原分署	庵原救助隊	化学消防ポンプ車	に
					」

改める。

## 附 則

この訓令は、平成30年3月1日から施行する。

告 示

## 静岡市告示第114号

静岡市会計規則第96条第2項の規定による静岡市指定金融機関等を定めた告示（平成15年静岡市告示第6号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月7日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 2 静岡市指定代理金融機関の表中

「

株式会社三菱東京ユーエフジェイ銀行 静岡中央支店	静岡市葵区御幸町8番地	本店、支店及び出張所
--------------------------	-------------	------------

を

」

「

株式会社三菱UFJ銀行 静岡中央支店	静岡市葵区御幸町8番地	本店、支店及び出張所
--------------------	-------------	------------

に

」

改める。

## 附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。